

令和 5 年度

年 次 記 録

京都府人事委員会事務局

目 次

第1章 人事委員会の構成及び運営	1
第2章 人事委員会の業務	
1 業務の概要	2
2 委員会の会議開催状況	5
3 条例案に対する意見	13
4 職員団体との意見交換	13
5 人事委員会規則等の制定・改廃	14
6 任 用	
(1)競争試験	16
(2)障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験	25
(3)知的障害者を対象とした職員採用選考試験	26
(4)選 考	26
(5)人材確保の取組	29
7 給与、勤務時間その他の勤務条件	
(1)職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(2)給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査	35
(3)給与に関する協議、承認等	39
(4)勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等	40
8 分限及び懲戒	41

9 公 平 審 査

(1)勤務条件に関する措置要求	41
(2)不利益処分に関する審査請求	41
(3)苦情の処理	41
(4)公務災害補償の審査	41

10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況	41
-----------------------------	----

11 労働基準監督機関の職権行使

(1)職権行使の概要	42
(2)労働基準法による事業区分	43
(3)事業場調査	46
(4)職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施	47

12 職 員 団 体	48
------------	----

13 職員団体等の規約の認証	48
----------------	----

14 諸 会 議	49
----------	----

第3章 人事委員会事務局

1 事務局の事務分掌	50
------------	----

2 予 算 の 状 況	51
-------------	----

第1章 人事委員会の構成及び運営

人事委員会は、地方自治法第180条の5及び地方公務員法第7条の規定により、条例で設置された人事機関であり、委員3名をもって構成する合議制の執行機関です。

その業務内容は、地方公務員法第8条に定められており、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施(教育公務員を除く。)、給与等に関する調査と報告及び勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益な処分に関する審査請求についての審査・判定、職員の苦情相談、労働基準監督機関としての職権行使並びに人事委員会規則の制定等を行っています。

これらの審議又は調査研究を行うため、定例会が毎月第2週及び第4週にそれぞれ1回を例として、また、必要に応じて臨時会が開催されます。

なお、令和5年度の人事委員会の委員は、次のとおりです。

職 名	氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤 の 別	就 任 年 月 日	備 考
委 員 長	坂 田 均 かた ひとし	非 常 勤	令和元年 7月12日 〔 第1期就任 令和元年7月12日 第2期就任 令和5年7月12日 委員長就任 令和4年7月29日 〕	弁 護 士
委 員 〔 委員長 職務代理者 〕	田 原 博 明 た はら ひろ あき	非 常 勤	令和3年 7月28日 〔 第1期就任 平成25年7月28日 第2期就任 平成29年7月28日 第3期就任 令和3年7月28日 委員長就任 平成29年7月28日 ～令和4年7月28日 〕	元京都府 教育委員 会教育長
委 員	辻 幸 子 つじ さち こ	非 常 勤	令和4年10月14日 〔 第1期就任 平成30年10月14日 第2期就任 令和4年10月14日 〕	医 師

(※委員の任期は4年)

第2章 人事委員会の業務

1 業務の概要

(1) 地方公務員法第5条第2項の規定による意見の表明

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、その都度意見を述べています。

(2) 任 用

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないという、地方公務員法第15条に規定する任用の根本基準に基づき、競争試験及び選考の業務を行っています。

職員の採用は、原則として競争試験によるものとし、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるものとされています。(地方公務員法第17条の2第1項)

また、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないものとされています。(地方公務員法第21条の4第1項)

① 競争試験

毎年度概ね職員(一類、二類及び警察事務)、公立学校職員及び警察官の各採用試験を行っています。

採 用 試 験 の 状 況

年度	申込者数	合格者数
令和5年度	2,991人	679人
令和4年度	4,001人	683人

※就職氷河期世代の方を対象とした職員採用試験を含む。

② 選考

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害者の雇用促進のため、障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。

なお、平成2年度からは点字試験も実施しています。

障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験の状況

年度	申込者数	合格者数
令和5年度	110(0)人	13(0)人
令和4年度	21(1)人	4(0)人

()は内数で点字受験申込者の数

知的障害者を対象とした職員採用選考試験の状況

年度	申込者数	合格者数
令和5年度	30人	1人
令和4年度	30人	1人

上記以外の採用選考については、任命権者の申請に基づき、その都度実施しています。

採 用 選 考 の 状 況

(障害者を対象とした採用選考を除く。)

年度	選考採用
令和5年度	107人
令和4年度	114人

③ 人材確保の取組

京都府職員採用試験への受験を促すため、大学での説明会を開催するとともに、京都府が求める人材像や職員として働くことのやりがいをアピールする「職員採用試験ガイダンス」や「オンデマンドガイダンス」を開催しています。

(3) 給与、勤務時間その他の勤務条件

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公務員法第24条に定める根本基準に基づき、次の業務を行っています。

① 人事委員会規則等の制定、改廃

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、条例で定めることとされており(地方公務員法第24条第5項)、本府においては、「職員の給与等に関する条例」をはじめ、関係条例が制定されています。

人事委員会は、これらの条例の委任に基づき、「職員の給与、勤務時間等に関する規則」をはじめ、必要な人事委員会規則等の制定又は改廃を行っています。

② 承認、同意等

「職員の給与等に関する条例」及び「職員の給与、勤務時間等に関する規則」等の規定により、職員の給与の決定等については、人事委員会の承認、同意等を要するものがあり、各任命権者の申請に基づき、その都度承認等を行っています。

③ 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされています。さらに、職員の給与については、職務と責任に應ずるものでなければならないという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。また、勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。(地方公務員法第14条、第24条)

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、議会及び知事にその成果を報告するとともに、講じるべき措置について勧告することができることとされています。(地方公務員法第8条、第14条、第26条)

(4) 公平制度

人事行政の公正な執行を確保し職員の利益を保護するため、人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員から勤務条件に関する措置の要求又は不利益な処分に関する審査請求があった場合には、これを審査・判定し、必要な措置を執ることとされており、また、職員からの苦情の申出があった場合はこれを処理することとされています。

① 勤務条件に関する措置要求

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう職員から要求があった場合には、これを審査・判定し、その結果に基づき当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、勧告を行う等必要な措置を執ることとされています。(地方公務員法第46条、第47条)

② 不利益処分に関する審査請求

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合には、これを審査し、この結果に基づきその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合には、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。(地方公務員法第49条の2、第50条)

③ 苦情の処理

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合は、人事委員会が指名した職員相談員が、当該職員に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、事案の解決に必要な措置を行っています。(地方公務員法第8条第1項第11号)

(5) 労働基準法及び労働安全衛生法上の職権行使

労働基準法、労働安全衛生法等を職員に適用する場合、一般官公署及び教育、研究又は調査の事業を行う機関に勤務する職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権については、人事委員会が行使することとされています。(地方公務員法第58条第5項)

① 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく諸手続

解雇予告除外認定、一斉休憩の除外や時間外労働に関する協定の届出、宿日直勤務の許可等労働基準関係法令に基づく諸手続並びにボイラー等の危険な作業を必要とする機械器具の落成検査及び衛生管理関係の報告の受理等労働安全衛生関係法令に基づく諸手続の事務を行っています。

労基法、安衛法に基づく処理件数の状況

年度	労基法関係	安衛法関係	合計
令和5年度	111 件	259 件	370 件
令和4年度	113 件	235 件	348 件

② 事業場調査等

地方公務員法の規定に基づき労働基準監督機関として所管事業場を調査し、必要な指示、指導を行って、勤務条件及び執務環境の維持改善に努めるとともに、毎年、全事業場の管理監督者を対象として、職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会を開催し、その周知・指導を行っています。

令和5年度は、185事業場を対象に書面調査を行うとともに、うち40事業場(45箇所)について実地調査を行いました。また、講習会では、パワーハラスメントをテーマとした講演を実施し、職場環境への問題意識を高める工夫をしました。

(6) 職員団体関係事務

「職員団体の登録に関する条例」に基づき、職員団体としての登録申請や登録事項の変更申請があった場合、人事委員会は、その申請内容が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び申請書の記載事項を登録・変更しています。

現在、人事委員会に登録されている職員団体は、12団体です。

(7) 職員団体等の規約の認証

「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」に基づき、職員団体等から規約の認証申請があった場合、人事委員会は、その申請内容が同法の規定に適合するものであるときは、規約を認証しています。

2 委員会の会議開催状況

令和5年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会24回、臨時会5回の計29回です。

(1) 会議開催状況

月別	委員会 開催回数	付 議 事 項						調査研究 事 項	報 告 事項等
		規則等	意 見	任 用	給 与	審 査	その他		
4月	2回	件	件	1件	件	件	件	件	10件
5月	2	1		1				1	9
6月	2	2			2			2	3
7月	2			1		1	1		12
8月	2			2				2	6
9月	4							5	12
10月	3			1	1	1	1	1	9
11月	2			2					9
12月	3			2	2	1		4	9
1月	2			1		1		3	4
2月	2			2		1		1	6
3月	3	6	1	1	1		1	6	6
計	29	9	1	14	6	5	3	25	95

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第2948回 定例会 (5. 4.13)	報告	1 令和5年度人事委員会重点取組事項について 2 令和5年職員給与実態調査の実施について 3 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について 4 令和4年度懲戒・分限処分及び苦情相談の実績について 5 京都労働局との協定の一部改正について
第2949回 定例会 (5. 4.27)	付議	1 令和4年度就職氷河期世代の方を対象とした京都府職員採用試験、京都府公立学校職員採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 令和5年度人事委員会重点取組事項について 2 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(先行実施枠)第1次合格者数について 3 令和5年度京都府職員(一類)採用試験の実施について 4 令和4年(審)第1号事案に係る状況について 5 処分説明書の写しの提出について
第2950回 定例会 (5. 5.11)	調査研究	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
	報告	1 令和4年度京都府職員等採用試験の実施状況について 2 令和5年職種別民間給与実態調査に係る任命権者からの要望について 3 職員団体との意見交換等について 4 新型コロナウイルス感染症に係る職員の給与・服务等の特例措置の見直しについて 5 常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて 6 処分説明書の写しの提出について 7 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について
第2951回 定例会 (5. 5.25)	付議	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(先行実施枠)最終合格者及び採用候補者名簿について 2 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
	報告	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験の申込状況について 2 令和5年(審)第1号事案に係る答弁書の提出等について

開催年月日	区分	議題
第2952回 定例会 (5. 6. 8)	付議	1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人事委員会規則等の一部改正等について
	報告	1 令和5年度事業場調査実施計画について
第2953回 定例会 (5. 6. 20)	付議	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 2 新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う人事委員会規則等の一部改正等について 3 障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験に係る初任給の取扱いについて
	報告	1 令和5年度障害者(身体・精神)を対象とした京都府職員採用選考試験の実施について 2 処分説明書の写しの提出について
第2954回 定例会 (5. 7. 13)	付議	1 人事委員会委員長の選任について (関連:委員長職務代理者の指定) 2 不利益処分に対する審査請求の受理及び審査長の決定等について
	報告	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験第1次合格者数について 2 令和5年度第1回京都府警察官採用試験第1次合格者数について 3 令和5年度京都府職員等採用試験(二類、公立学校職員、警察事務職員)の実施について 4 職員団体との意見交換等について 5 令和4年(審)第1号事案に係る状況について 6 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 7 全国人事委員会連合会総会について
第2955回 定例会 (5. 7. 27)	付議	1 令和5年度第1回京都府警察官採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和5年職種別民間給与実態調査の完了状況について 3 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 4 第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について 5 令和5年度職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の開催について

開催年月日	区分	議題
第2956回 定例会 (5. 8. 14)	付議	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について
	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 監査委員決算審査について
第2957回 定例会 (5. 8. 24)	付議	1 令和5年度京都府職員等採用試験施行計画の変更について
	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(第2回・総合土木)の実施について 令和5年度京都府職員等採用試験(二類、公立学校職員、警察事務)、 2 障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験の申込状況について 3 職員団体との意見交換等について 4 令和4年(審)第1号事案に係る状況について 5 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 6 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第2958回 臨時会 (5. 9. 7)	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 職員団体等からの全国人事委員会連合会への要請について 3 令和4年(審)第1号事案に係る状況について
第2959回 定例会 (5. 9. 14)	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 職員団体との意見交換について 2 令和5年度事業場調査(実地調査)実施計画について 3 処分説明書の写しの提出について
第2960回 臨時会 (5. 9. 21)	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 職員団体との意見交換について 2 令和4年(審)第1号事案に係る状況について 3 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 4 令和5年(審)第2号事案に係る状況について

開催年月日	区分	議題
第2961回 定例会 (5. 9. 28)	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和4年(審)第1号事案に係る状況について
	報告	1 総務・警察常任委員会審議状況について 2 職員団体との意見交換について
第2962回 臨時会 (5. 10. 5)	付議	1 令和4年(審)第1号事案について
	調査研究	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 職員団体との意見交換等について 2 令和5年度上半期苦情相談の実績について
第2963回 定例会 (5. 10. 12)	付議	1 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(第2回)第1次合格者数について 2 令和4年(審)第1号事案について
第2964回 定例会 (5. 10. 26)	付議	1 令和4年度京都府人事委員会の業務の状況について 2 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(第2回)最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 決算特別委員会書面審査について 2 令和5年度京都府職員(二類・警察事務)、公立学校職員採用試験第1次合格者数について 3 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 4 人事委員会勧告・報告の実施状況について 5 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第2965回 定例会 (5. 11. 13)	付議	1 令和5年度京都府職員(二類及び警察事務)及び公立学校職員採用試験の最終合格者並びに採用候補者名簿について
	報告	1 総務・警察常任委員会審議状況について 2 令和5年度重点取組事項の状況について 3 令和5年度第2回京都府警察官採用試験第1次合格者数について 4 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 5 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 6 処分説明書の写しの提出について
第2966回 定例会 (5. 11. 21)	付議	1 令和5年度京都府職員等採用試験施行計画の変更について
	報告	1 近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議について 2 令和6年職種別民間給与実態調査に関する要望について 3 処分説明書の写しの提出について

開催年月日	区分	議題
第2967回 定例会 (5. 12. 5)	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について
	報告	1 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 2 処分説明書の写しの提出について
第2968回 定例会 (5. 12. 14)	付議	1 令和5年度第2回京都府警察官採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について 2 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について
	調査研究	1 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 2 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について
	報告	1 令和4年(審)第1号事案に係る再審請求について 2 令和5年度事業場調査(令和4年度実施分再調査)の結果について 3 処分説明書の写しの提出について
第2969回 臨時会 (5. 12. 21)	付議	1 令和5年度就職氷河期世代の方を対象とした京都府職員、京都府公立学校職員採用試験最終合格者及び採用候補者名簿について 2 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 3 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について
	調査研究	1 令和4年(審)第1号事案の再審請求に係る状況について
	報告	1 総務・警察常任委員会審議状況について 2 令和5年度障害者(身体・精神)を対象とした京都府職員採用選考試験実施結果について 3 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 4 令和5年(審)第2号事案に係る状況について
第2970回 定例会 (6. 1. 11)	付議	1 令和4年(審)第1号事案の再審請求について
	報告	1 人事行政の運営等の状況の報告について 2 令和6年度警察官等採用試験の実施に係る検討状況について 3 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 4 処分説明書の写しの提出について

開催年月日	区分	議題
第2971回 定例会 (6. 1. 25)	付議	1 令和6年度京都府警察官採用試験施行計画について
	報告	1 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(第3回・技術系職種)第1次合格者数について 2 令和6年度京都府職員等採用試験の実施に関する基本的な考え方について 3 令和6年能登半島地震に伴う京都府職員の勤務条件に係る措置について
第2972回 定例会 (6. 2. 8)	付議	1 令和6年度京都府職員等採用試験施行計画について 2 令和5年度京都府職員(一類)採用試験(第3回)最終合格者及び採用候補者名簿について
	報告	1 人事委員会の報告及び勧告について 2 令和5年(審)第1号事案に係る状況について 3 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 4 処分説明書の写しの提出について 5 総務・警察常任委員会(閉会中)の審議状況について
第2973回 定例会 (6. 2. 22)	付議	1 職員団体の登録について
	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について
	報告	1 令和5年度事業場調査(実地調査)の実施結果等について
第2974回 定例会 (6. 3. 12)	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 2 在宅勤務等手当の新設に伴う人事委員会規則の制定・一部改正について 3 会計年度任用職員の給与、勤務時間等の基準に関する規則の一部改正について 4 職員のへき地手当等に関する規則の一部改正について 5 警察本部等の組織改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 6 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について
	報告	1 予算特別委員会小委員会書面審査について 2 職員団体等からの全国人事委員会連合会への要請について 3 令和5年(審)第2号事案に係る状況について 4 処分説明書の写しの提出について

開催年月日	区分	議題
第2975回 定例会 (6. 3. 21)	付議	1 令和6年度職員(課長級以上)定期人事異動について 2 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見表明について 3 在宅勤務等手当の新設に伴う人事委員会規則の一部改正及び新規制定について 4 会計年度任用職員の給与、勤務時間等の基準に関する規則の一部改正について 5 警察本部等の組織改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 6 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について 7 管理監督職勤務上限年齢調整額の取扱い協議に係る承認について
	報告	1 事業場調査(実地調査)の結果の公表について
第2976回 臨時会 (6. 3. 28)	付議	1 職員の勤務延長の期限延長について 2 知事部局の組織改正等に伴う人事委員会規則の改正について 3 職員のへき地手当等に関する規則の一部改正について
	報告	1 令和5年度職員(主幹級以下)定期人事異動について

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により府議会において求められた次の条例案について、人事委員会の意見を表明した。

意見表明年月日	議案番号及び件名	意 見（要 旨）
5. 7. 5	令和5年6月府議会定例会 ●第3号議案「職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」	第3号議案「職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」については、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴い、手当の特例を廃止するものであり、適当であると考ええる。
5.12.21	令和5年12月府議会定例会 ●第23号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」	第23号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」のうち、職員に関する部分については、本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえ、給料表の改定等を行うものであり、適当であると考ええる。
6. 3.22	令和6年2月府議会定例会 ●第19号議案「京都府旅費条例一部改正の件」 ●第23号議案「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」 ●第20号議案「職員の給与等に関する条例一部改正の件」	第19号議案「京都府旅費条例一部改正の件」及び第23号議案「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」のうち職員に関する部分については、管理職の職員等に支給される旅費及び給与について、来年度も特例的な引き下げ措置を講じられるものであるが、当委員会が地方公務員法の諸原則に基づき勧告する職員の給与制度とは異なるものであり、また、本来、臨時・特例的である措置が継続されている状況にあるものと認識している。他方で、現下の厳しい財政状況等を考慮され、政策判断のもと、この条例を提案されたことについては、やむを得ないと考ええる。 第20号議案「職員の給与等に関する条例一部改正の件」については、昨年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえ、在宅勤務等手当を新設するものであり、適当であると考ええる。

4 職員団体との意見交換

年 月 日	職員団体名	内 容
5. 7.20 5. 7.21 5. 9.13 5. 9.15 5. 9.25	京都府職員労働組合 京都教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告について
5.10. 3	自治労京都府職員労働組合 京都府教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告について

5 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 人事委員会規則

① 新規制定

規 則 の 名 称	制 定 規 則 の 番 号	公 布 年 月 日 施行・適用年月日	内 容
職員の在宅勤務等手当に関する規則	人事委員会規則6—97	6. 3.27 公布 6. 4. 1 施行	在宅勤務等手当に関して必要な事項を規定

② 一部改正

規 則 の 名 称	改 正 規 則 の 番 号	公 布 年 月 日 施行・適用年月日	内 容
職員の特殊勤務手当に関する規則 (人事委員会規則6—3)	人事委員会規則106—817	5. 5.30 公布 5. 5.30 施行 5. 4. 1 適用	警察職員の特殊勤務手当の増額等に係る所要の改正
	人事委員会規則106—818	5. 7.11 公布 5. 7.11 施行	新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う所要の改正
	人事委員会規則106—827	6. 4. 1 公布 6. 4. 1 施行	令和6年度組織改正に伴う所要の改正
職員の給与、勤務時間等に関する規則 (人事委員会規則6—2)	人事委員会規則106—819	5.12.22 公布 5.12.22 施行 5. 4. 1 適用 5. 6. 1 適用	人事委員会勧告に基づく改定(勤勉手当、昇格時号給対応表等)
	人事委員会規則106—821	5.12.26 公布 6. 1. 1 施行	子育て休暇について配偶者のない職員等への付与日数の加算に係る改正
	人事委員会規則106—824	6. 3.27 公布 6. 4. 1 施行	在宅勤務等手当の新設に伴う所要の改正
管理職員等の範囲を定める規則 (人事委員会規則14—2)	人事委員会規則114—95	5. 6.16 公布 5. 6.16 施行	令和5年度組織改正に伴う所要の改正
職員の初任給調整手当に関する規則 (人事委員会規則6—18)	人事委員会規則106—820	5.12.22 公布 5.12.22 施行 5. 4. 1 適用	人事委員会勧告に基づく改定(支給額)
職員の管理職手当に関する規則 (人事委員会規則6—54)	人事委員会規則106—822	6. 3.22 公布 6. 3.25 施行	警察本部等の組織改正に伴う所要の改正
	人事委員会規則106—828	6. 4. 1 公布 6. 4. 1 施行	令和6年度組織改正に伴う所要の改正
会計年度任用職員の給与、勤務時間等の基準に関する規則 (人事委員会規則6—95)	人事委員会規則106—823	6. 3.26 公布 6. 4. 1 施行	職員の給与等に関する条例の改正に伴う所要の改正
職員の通勤手当に関する規則 (人事委員会規則6—11)	人事委員会規則106—825	6. 3.27 公布 6. 4. 1 施行	在宅勤務等手当の新設に伴う所要の改正
職員のへき地手当等に関する規則 (人事委員会規則6—36)	人事委員会規則106—826	6. 3.29 公布 6. 4. 1 施行	小学校の閉校に伴うへき地学校の指定の変更
職員の公益的法人等への派遣等に関する規則 (人事委員会規則15—2)	人事委員会規則115—35	6. 4. 1 公布 6. 4. 1 施行	派遣先団体の追加に伴う改正

(2) 人事委員会告示

① 一部改正

告 示 の 名 称	改 正 告 示 の 番 号	公 布 年 月 日 施行・適用年月日	内 容
感染症防疫作業手当を支給する感染症について(人事委員会告示第44号)	人事委員会告示第94号	5. 7.11 公布 5. 7.11 施行	新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う所要の改正

② 廃止

告 示 の 名 称	廃 止 告 示 の 番 号	公 布 年 月 日 施行・適用年月日	内 容
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対象するための特殊勤務手当の特例について(人事委員会告示第86号)	人事委員会告示第95号	5. 7.11 公布 5. 7.11 施行	新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う廃止

(3) 通 知 等

① 新規制定

通 知 の 名 称	制 定 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
在宅勤務等手当の新設に伴う人事委員会事務局長通知の改正等について	6人職第43号	6. 3.27	在宅勤務等手当の新設に伴う事務局長通知の制定

② 一部改正

通 知 の 名 称	改 正 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
期末手当及び勤勉手当の支給について (平10.1.30付け 10人職第17号)	5人職第135号	5.12.22	職員の給与等に関する条例等の改正に伴う勤勉手当支給割合の改正
人事委員会規則6-2(職員の給与、勤務時間、休日及び休暇)の運用について 昭和45.8.5付け5人職第294号	5人職第136号	5.12.26	子育て休暇について配偶者のない職員等への付与日数の加算に係る改正
通勤手当の運用について (昭50.1.14付け 50人職第13号)	6人職第43号	6. 3.27	在宅勤務等手当の新設に伴う所要の改正

③ 廃止

通 知 の 名 称	廃 止 通 知 の 番 号	通 知 年 月 日	内 容
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため勤務が不可能と認められる場合の休暇の取扱いについて 令和2年3月2日付け2人職第14号	5人職第60号	5. 4.28	新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴う廃止
新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員のサービスの取扱いについて 令和2年6月2日付け2人職第56号			
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員のサービスの取扱いについて 令和3年5月31日付け3人職第50号			
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員のサービスの取扱いについて(令和3年5月31日付け3人職第50号)の取扱いについて 令和3年5月31日付け3人職第50号			

6 任 用

(1) 競 争 試 験

① 職員採用試験

ア 受験資格及び試験の方法

採用試験	試験区分	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
			第1次試験	第2次試験
職員(一類) 採用試験 (先行実施枠)	総合土木 総合土木 (北部地域勤務)	(総合土木及び総合土木(北部地域勤務)) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に 該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の 資格があると認める方	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接
	電気・電子・情報工学	(電気・電子・情報工学) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に 該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の 資格があると認める方		
職員(一類) 採用試験	行政A 行政B	(行政A、行政B) 次のいずれかに該当する方 (1) 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に 該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) を卒業した方又は令和6年3月末日までに 卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の 資格があると認める方	(筆記試験) (1) 教養試験(行政B、総合土木、 総合土木(北部地域勤務)、薬剤師 Ⅰ、獣医師除く。) ・多肢選択式 ・行政A及び行政A(10月) は40題全問解答 (2時間) ・福祉・技術系は25題全問 解答(1時間30分) (2) 基礎能力試験(SPI3)(行政 B、総合土木、総合土木(北部地域 勤務)、薬剤師Ⅰ、獣医師のみ) ・多肢選択式 (約1時間10分) (3) 論文試験 ・1時間30分 (4) 専門試験 ・多肢選択式 (1時間30分)	(口述試験) (1) 口述試験 ・個別面接
	行政A (10月)	(行政A(10月)) 令和5年10月1日の採用に応じられる方で、次の いずれかに該当する方 (1) 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに 生まれた方 (2) 平成13年4月2日以降に生まれた方で、次に 該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) を卒業した方又は令和5年9月末日までに 卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の 資格があると認める方	・行政A・A(10月)のみ、 総合政策、法律、経済の 3科目から1科目を選択 ・福祉、機械、建築、 化学、農業、畜産、 林業、水産、環境、 薬剤師Ⅰ、獣医師は 40/40題解答	
	福祉	(福祉) 次のいずれかに該当する方で、社会福祉主事の 任用資格を有する方又は令和6年3月末日までに 取得見込みの方 (1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に 該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) を卒業した方又は令和6年3月末日までに 卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の 資格があると認める方	・電気・電子・情報工学(知事)、 電気・電子・情報工学(警 察)40/45題解答 ・総合土木、総合土木(北部地 域勤務)は40/60題解答 (5) 自己アピール試験 (行政Bのみ) ・1時間30分 (口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・集団面接(行政B以外) ・個別面接(行政Bのみ)	

採用試験	試験区分	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
			第1次試験	第2次試験
職員(一類) 採用試験	総合土木 総合土木 (北部地域勤務)	(総合土木及び総合土木(北部地域勤務)) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方		
	電気・電子・情報工学 (知 事) 電気・電子・情報工学 (警 察) 機 械 建 築 化 学 農 業 畜 産 林 業 水 産 環 境 薬 剤 師 I 獣 医 師	(電気・電子・情報工学(知事)、電気・電子・情報工学(警察)、機械、建築、化学、農業、畜産、林業、水産及び環境) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 (薬剤師 I) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方又は令和6年に実施される国家試験で取得見込みの方 (獣医師) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、獣医師免許を有する方又は令和6年に実施される国家試験で取得見込みの方		
職員(一類) 採用試験 (第2回)	総合土木	(総合土木) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接
職員(一類) 採用試験 (第3回)	総合土木 電気・電子・情報工学 (知 事) 電気・電子・情報工学 (警 察) 機 械 建 築 化 学 畜 産 林 業 環 境 薬 剤 師 I 獣 医 師	(総合土木) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 (電気・電子・情報工学(知事)、電気・電子・情報工学(警察)、機械、建築、化学、畜産、林業及び環境) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 若しくは高等専門学校を卒業した方又は 令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方 (薬剤師 I) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方又は令和6年に実施される国家試験で取得見込みの方 (獣医師) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、獣医師免許を有する方又は令和6年に実施される国家試験で取得見込みの方	(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 専門試験 ・専門性確認シート	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・専門面接 ・人物面接

採用試験	試験区分		受 験 資 格		試 験 の 方 法	
					第1次試験	第2次試験
職員(二類) 採用試験	事務 農業 林業 土木 建築 事務(北部地域勤務)		(事務、農業、林業、土木、建築及び事務(北部地域勤務)) 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 (ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方を除く。)		(筆記試験) (1) 教養試験 ・多肢選択式(2時間) ・45/50題解答	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・個別面接
公立学校職員 採用試験	学校事務 職員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業 した方又は令和6年3月末 日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに 該当する方と同等の資格 があると認める方	平成9年4月2日以降に生 まれた方	(2) 作文試験 ・記述式(文章表現力) ・1時間 (3) 専門試験(二類農業、二類林 業、二類土木、二類建築、学校図書 館司書及び学校施設管理職員の み) ・多肢選択式(2時間) ・40/40題解答 (口述試験) (1) 口述試験 ・集団面接	
		B	上記A以外の方	平成12年4月2日から平成 18年4月1日までに生まれた 方		
		社会人 経験者等	昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方			
		北部地域 勤 務	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方			
	学校図書館司書		司書の資格を有する方又は令 和6年3月末日までに資格取得 見込みの方	昭和63年4月2日から平成 16年4月1日までに生まれた 方		
	学校施設 管理職員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業 した方又は令和6年3月末 日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに 該当する方と同等の資格 があると認める方	昭和59年4月2日以降に生 まれた方		
		B	上記A以外の方	昭和59年4月2日から平成 18年4月1日までに生まれた 方		
職 員 (警察事務) 採用試験	警察事務 職 員	A	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒業 した方又は令和6年3月末 日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに 該当する方と同等の資格 があると認める方	平成9年4月2日以降に生 まれた方		
		B	上記A以外の方	平成12年4月2日から平成 18年4月1日までに生まれた 方		
就職氷河期 世代の方を 対象とした職 員採用試験	事務 学校事務職員		(事務、学校事務職員) 次のア、イの要件をいずれも満たす方 (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日まで に生まれた方 (2) 令和5年4月1日以降に、正規雇用労働者 として雇用されていない方		(筆記試験) (1) 基礎能力試験(SPI3) ・テストセンター方式 (2) 論文試験 ・郵送提出	(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 ・個別面接

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。
ただし、学校図書館司書については、日本の国籍を有しない方も受験できる。

イ 実施試験日程

採用試験	試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
職 員 (一 類) 採用試験 (先行実施枠)	5.3.1	＜インターネット＞ 5.3.1 ～ 5.3.24 (正午)	＜専門試験＞ 5.3.30 ～ 5.4.6 ＜基礎能力試験＞ 5.4.8 ～ 5.4.17 (テストセンター)	＜適性検査＞ ＜口述試験＞ 5.5.10 5.5.11 5.5.12 5.5.15 (京都府庁)	5.5.25	5.5.26
職 員 (一 類) 採用試験	5.4.18	＜インターネット＞ 5.4.26 ～ 5.5.22 (正午)	＜筆記試験＞ 5.6.18 (京都工芸繊維大学(全 ての試験区分)) (東京文具共和会館) (行政B、福祉、 技術系のみ) ＜適性検査＞ ＜口述試験＞ 5.6.30 5.7.3 5.7.4 5.7.5 (京都府庁)	＜口述試験＞ 5.7.24 5.7.25 5.7.26 5.7.27 5.7.28 5.7.31 5.8.1 (京都府庁)	5.8.14	5.8.15
職 員 (一 類) 採用試験 (第2回)	5.8.24	＜インターネット＞ 5.8.24 ～ 5.9.7 (正午)	＜専門試験＞ 5.9.12 ～ 5.9.19 ＜基礎能力試験＞ 5.9.21 ～ 5.9.28 (テストセンター)	＜適性検査＞ ＜口述試験＞ 5.10.13 (京都府庁)	5.10.26	5.10.27

採用試験	試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
職 員 (一 類) 採用試験 (第3回)	5.11.24	＜インターネット＞ 5.11.24 ～ 5.12.11 (正午)	＜専門試験＞ 5.12.12 ～ 5.12.19 ＜基礎能力試験＞ 5.12.12 ～ 5.12.25 (テストセンター)	＜適性検査＞ ＜口述試験＞ 6.1.23 6.1.24 (京都府庁)	6.2.8	6.2.13
職 員 (二 類) 採用試験	5.7.3	＜インターネット＞ 5.7.24 ～ 5.8.17 (正午)	＜筆記試験＞ 5.9.24 〔京都女子大学 府立西舞鶴 高等学校〕 ＜口述試験＞ 5.10.6 5.10.10 5.10.11 (京都府庁)	＜適性検査＞ ＜口述試験＞ 5.10.27 5.10.30 5.10.31 5.11.1 (京都府庁)	5.11.13	5.11.14
公立学校 職員採用 試 験						
職 員 (警察事務) 採用試験						
就職氷河期 世代の方を 対象とした 職員採用 試 験	5.8.29	＜インターネット＞ 5.9.19 ～ 5.10.2 (正午)	＜基礎能力試験＞ ＜論文試験＞ 5.10.16 ～ 5.11.6 (テストセンター、郵送)	＜口述試験＞ ＜適性検査＞ 5.11.27 5.11.29 5.11.30 (京都府庁)	5.12.21	5.12.22

ウ 受験者数等一覧

試 験 区 分		採用予 定者数	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)	採用者数
一類	行 政 A	105名程度	人 487	人 316	人 176	人 170	人 141	倍 2.2	人 101
	行 政 B		109	50	15	15	4	12.5	3
	行政A(10月)		43	22	8	7	2	11.0	2
	福 祉	5名程度	16	11	8	8	6	1.8	5
	電気・電子・情報工学(知事) (先行実施枠)	若干名	15	9	9	8	5	1.8	1
	電気・電子・情報工学(知事)	5名程度	8	4	3	3	2	2.0	2
	電気・電子・情報工学(知事) (第3回)	若干名	5	3	3	3	1	3.0	0
	電気・電子・情報工学(警察)	若干名	6	5	3	3	1	5.0	1
	電気・電子・情報工学(警察) (第3回)	若干名	3	3	3	3	0	—	0
	機 械	若干名	6	3	2	1	0	—	0
	機 械 (第3回)	若干名	2	2	2	1	1	2.0	0
	総合土木(先行実施枠)	20名程度	69	47	47	43	35	1.3	10
	総 合 土 木	20名程度	18	2	2	2	0	—	0
	総 合 土 木 (第2回)	15名程度	18	9	9	8	1	9.0	1
	総 合 土 木 (第3回)	10名程度	4	2	1	0	—	—	0
	総合土木(北部地域勤務) (先行実施枠)	若干名	1	1	1	1	0	—	0
	総合土木(北部地域勤務)	若干名	1	0	—	—	—	—	0
	建 築	若干名	18	8	6	6	6	1.3	4
	建 築 (第3回)	若干名	5	4	4	4	4	1.0	2
	化 学	5名程度	13	9	7	7	4	2.3	3
	化 学 (第3回)	若干名	4	4	4	4	3	1.3	2
	農 業	10名程度	32	20	18	18	10	2.0	8
	畜 産	若干名	4	3	3	3	3	1.0	2
	畜 産 (第3回)	若干名	1	0	—	—	—	—	0
	林 業	5名程度	15	10	10	9	5	2.0	4
	林 業 (第3回)	若干名	3	2	2	2	1	2.0	0
	水 産	若干名	12	6	5	5	3	2.0	3
	環 境	若干名	3	2	2	2	1	2.0	1
	環 境 (第3回)	若干名	3	3	3	1	0	—	0
	薬 剤 師 I	5名程度	6	3	3	3	3	1.0	3
	薬 剤 師 I (第3回)	若干名	1	0	—	—	—	—	0
	獣 医 師	5名程度	5	4	2	2	2	2.0	1
	獣 医 師 (第3回)	若干名	3	1	1	1	1	1.0	1
	小 計	—	939	568	362	343	245	2.3	160
二類	事 務	10名程度	29	20	10	10	7	2.9	6
	事 務 (北部地域勤務)	若干名	4	4	3	2	2	2.0	2
	農 業	若干名	0	—	—	—	—	—	0
	林 業	若干名	1	1	1	1	1	1.0	1
	土 木	若干名	3	3	1	1	1	3.0	0
	建 築	若干名	0	—	—	—	—	—	0
	小 計	—	37	28	15	14	11	2.5	9
公学	学校事務職員	20名程度	179	106	58	55	23	4.6	14
	学校図書館司書	若干名	24	18	7	7	2	9.0	2
	学校施設管理職員	若干名	18	16	9	8	2	8.0	2
警事	警察事務職員	5名程度	154	91	25	24	7	13.0	5
就職 氷河期 世代	事 務	5名程度	132	89	25	21	2	44.5	2
	学 校 事 務	若干名	41	33	10	9	4	8.3	4
合 計		—	1,524	949	511	481	296	3.2	198

(注)採用者数は令和6年4月1日現在

② 警察官採用試験

ア 受験資格及び試験の方法

試験区分			採用 予定日	受 験 資 格		試 験 の 方 法			
						第1次試験	第2次試験		
第 1 回	警 察 官	男性A (10月採用)	令和5年 10月1日	ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和5年9月末日までに卒業見込みの方	昭和63年4月2日以降に生まれた方で令和5年10月1日の採用に応じられる方	(筆記試験) (1) 教養試験 多肢選択式 45/50題解答 (2時間)	(1)口述試験 (個別面接) (2)身体検査		
		男性B (10月採用)		A(10月採用)区分及びA(4月採用)区分以外の方	昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、令和5年10月1日の採用に応じられる方	(2) 作文試験 記述式 (文章表現力) 1題(1時間)			
		男性A (4月採用)	令和6年 4月1日	ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方	昭和63年4月2日以降に生まれた方	(口述試験) (1) 口述試験 (集団面接)			
		女性A (4月採用)		イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方		(2) 適性検査			
		男性B (4月採用)		A(10月採用)区分及びA(4月採用)区分以外の方(学校教育法による高等学校を令和6年3月末に卒業見込みの方及び人事委員会がこれと同等の資格があると認める方を除く。)	昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方	(3) 体力試験			
		女性B (4月採用)							
		第 2 回	警 察 官	男性A	令和6年 4月1日	ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方		昭和63年4月2日以降に生まれた方	
				女性A		イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方			
男性B	A区分以外の方			昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方					
女性B									

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

イ 試験実施日程

試験区分			試験案内 公表日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格 者決定	最終合格 者発表
第 1 回	警 察 官	男性A (10月採用)	5.3.1	<インターネット ・郵送> 5.3.1 ） 5.4.7	<筆記試験> 5.5.14 〔 警察学校 京都工芸 繊維大学 〕 <口述試験> <適性検査> <体力試験> 5.6.12 5.6.13 5.6.14 5.6.15 5.6.16 (警察学校)	<口述試験> 5.7.5 5.7.6 5.7.7 5.7.10 5.7.11 5.7.12 (警察学校)	5.7.27	5.8.2
		男性B (10月採用)						
		男性A (4月採用)						
		女性A (4月採用)						
		男性B (4月採用)						
		女性B (4月採用)						
第 2 回	警 察 官	男性A	5.7.3	<インターネット ・郵送> 5.7.3 ） 5.8.14	<筆記試験> 5.9.17 〔 警察学校 府立西舞鶴 高等学校 〕 <口述試験> <適性検査> <体力試験> 5.10.17 5.10.18 (警察学校)	<口述試験> 5.11.20 5.11.21 (警察学校)	5.12.14	5.12.19
		女性A						
		男性B						
		女性B						

ウ 受験者数等一覧

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数 (a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数 (b)	競争率 $\frac{(a)}{(b)}$	採用者数
警察官 (男性)	A (第1回)	人 75名程度	人 365	人 311	人 221	人 214	人 144	倍 2.2	人 78
	A (第2回)	25名程度	142	99	40	39	31	3.2	27
	B (第1回)	20名程度	311	223	75	73	55	4.1	16
	B (第2回)	40名程度	121	91	48	46	39	2.3	32
	A (10月採用)	25名程度	62	50	25	25	16	3.1	15
	B (10月採用)	40名程度	118	99	47	43	29	3.4	22
(女性) 警察官	A (第1回)	15名程度	140	125	45	45	20	6.3	16
	A (第2回)	10名程度	57	37	19	19	14	2.6	14
	B (第1回)	10名程度	104	88	30	29	18	4.9	4
	B (第2回)	15名程度	47	38	18	18	17	2.2	15
合計			1,467	1,161	568	551	383	3.0	239

(注)採用者数は、令和6年4月1日現在

③ 警察官昇任試験

ア 試験実施日程

試験区分	警 部	警 部 補	巡 査 部 長
申込受付期間	5.4.3 ~ 4.18	5.4.3 ~ 4.18	5.4.3 ~ 4.18
第1次試験	5.5.27 警察本部 警察学校 警察署 警察庁 沖縄県警察	5.5.28 警察本部 警察学校 警察署 警視庁	5.6.3 警察本部 警察学校 警察署 警察庁 沖縄県警察 福島県警察
第2次試験	5.6.10 警察学校 福知山警察署	5.6.17 警察学校 福知山警察署	5.6.24 警察本部 警察学校 福知山警察署 警察庁 沖縄県警察
第3次試験	5.8.4 8.7 警察学校	5.8.2 8.3 警察学校	5.8.3 8.8 8.9 警察学校
最終合格者決定	5.8.28	5.8.28	5.8.28

イ 受験者数等一覧

試 験 区 分	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	第3次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)
警 部	人 1,168	人 1,152	人 257	人 257	人 80	人 80	人 49	倍 23.5
警 部 補	1,504	1,490	405	399	199	197	97	15.4
巡 査 部 長	1,512	1,452	382	380	201	201	124	11.7

(2) 障害者(身体・精神)を対象とした職員採用選考試験

① 受験資格及び試験の方法

受 験 資 格	試験の方法			
	第1次試験			第2次試験
	問題区分			
昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす方 (1) 以下のいずれかに該当する方 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (2) 日本国籍を有する方 (3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方	(1) 教養試験 40題中36題選択解答 2時間（点字受験は2時間30分） (2) 作文試験 文章表現力 1題 1時間 (3) 口述試験 （集団面接）	A	ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会がアに該当する方と同等の資格があると認める方	口述試験 （個別面接）
		B	上記以外の方	

② 試験実施日程

試験案内 配布開始日	申込受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
5.7.3	5.7.24 ～ 8.17	<教養試験> <作文試験> 5.9.17 (京都府庁・ 府立西舞鶴高等学校)	<口述試験> 5.11.7 11.8 (京都府庁)	5.12.19	5.12.19

③ 受験者数等一覧

試 験 区 分	採用 予定者数	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)	採用者数
事 務	15名程度	人 110	人 78	人 29	人 29	人 13	倍 6.0	人 10
内 訳	身 体 障 害	26	17	12	12	6	2.8	4
	精 神 障 害	84	61	17	17	7	8.7	6

(注) 採用者数は、令和6年4月1日現在

(3) 知的障害者を対象とした職員採用選考試験

① 受験資格及び試験の方法

受 験 資 格	試験の方法		
	第1次試験	第2次試験	第3次試験
昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす方 (1) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 (2) 日本国籍を有する方 (3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方	(1) 筆記試験 公務員として必要な一般教養(国語・数学) 30分程度 (2) 口述試験(集団面接)	(1) 実技試験 実際の勤務を想定した実技試験 (2) 口述試験(個別面接) (3) 適性検査	・ 実地試験 実際の勤務場所において、実際の勤務と同じ条件で1週間程度実施

② 試験実施日程

試験案内 配布開始日	申込受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格者 発表
5. 7. 3	5. 7. 24) 8. 17	<筆記試験> <口述試験> 5. 9. 16 (京都府庁)	<実技試験> <口述試験> <適性検査> 5. 10. 18 (京都府職員研修・研究支援センター)	<実地試験> 5. 10. 26) 11. 1 (山城広域振興局)	5. 11. 21

③ 受験者数等一覧

試験区分	採用予定者数	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a)/(b)	採用 者数
事務	若干名	30人	28人	6人	6人	1人	1人	28.0倍	1人

(注) 採用者数は、令和6年4月1日現在

(4) 選 考

① 採用選考(障害者を対象とした採用選考及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の採用選考を除く。)

ア 実施状況

職 任命権者	部 長 相当職	課 長 相当職	主 幹 相当職	課長補佐 相当職	係 長 相当職	主事・技師 相当職	計	単純 労務職	合計
知 事	1人	3人	0人	9人	13人	51人	77人	0人	77人
教育委員会	0	0	0	1	0	18	19	0	19
警察本部長	2 (2)	5 (5)	0 (1)	0 (10)	1 (13)	3 (4)	11 (35)	0 (0)	11 (35)
計	3 (3)	8 (8)	0 (1)	10 (20)	14 (26)	72 (73)	107 (131)	0 (0)	107 (131)

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

イ 職種別採用選考数

任命権者	職		採用選考数	任命権者	職			採用選考数	
知事	部長相当職		1	教育委員会	課長補佐相当職			1	
	課長相当職		3		主事・技師相当職	主事		15	
	課長補佐相当職		9			技師		1	
	係長相当職		13			資格免許職等	文化財保護技師	2	
	主事・技師相当職	主事		14	警察本部長	小計			19
		技師		7		部長相当職（警視含む）			2（2）
		資格免許職等	児童自立支援専門員	2		課長相当職（警視含む）			5（5）
			心理判定員	2		主幹相当職（警視含む）			0（1）
			医師	7		課長補佐相当職（警部含む）			0（10）
			獣医師	2		係長相当職（警部補含む）			1（10）
			栄養士	3		係長相当職（巡査部長含む）			0（3）
			保健師	10		主事・技師相当職	巡査		0（1）
			看護師	3			資格免許職等	船舶乗組員	1（1）
			船舶乗組員	1				化学鑑定員	2（2）
	小計		77	小計			11（35）		
			合 計			107（131）			

（注）（ ）内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

② 昇任選考実施状況

任命権者 \ 職	部長相当職	課長相当職	主幹相当職	課長補佐相当職	係長相当職	計
	人	人	人	人	人	人
知事	24 (24)	72 (72)	0 (46)	0 (76)	0 (128)	96 (346)
知事 (公営企業管理者)	2 (2)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (6)	3 (12)
議会議長	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	1 (4)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
代表監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
人事委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
教育委員会	0 (0)	12 (12)	0 (6)	0 (5)	0 (10)	12 (33)
警察本部長	1 (1)	31 (31)	0 (32)	0 (4)	0 (19)	32 (87)
計	27 (27)	117 (117)	0 (87)	0 (87)	0 (166)	144 (484)

(注) () 内は、警察本部長へ委任している選抜昇任制及び選考昇任制による昇任者数（警視（調査官相当職）、警部、警部補、巡査部長）及び各任命権者に委任している昇任者数（主幹相当職、課長補佐相当職、係長相当職）を含めた場合の数値である。

(5) 人材確保の取組

求める人材や職員として働くことのやりがい、魅力をアピールし、チャレンジ精神やバイタリティにあふれた人材の受験を促すため、「職員採用試験ガイダンス」や「業務セミナー」を実施しました。

① 職員採用試験ガイダンス

開催日	場 所	参加者数	内 容
令和5年 5月8日	オンライン開催 (Zoom)	13名	○保健師試験の概要・特徴の説明 ○保健師の仕事内容の説明
令和5年 8月4日	オンライン開催 (Zoom)	138名	○二類等試験の概要・特徴の説明 ○二類等各職種の仕事内容の説明
令和5年 8月24日～ 9月7日	オンライン開催 (Zoom)	142名	○一類試験(第2回・総合土木)の概要・特徴の説明 ○総合土木の仕事内容の説明
令和6年 3月6日	オンライン開催 (Zoom)	207名	○一類試験(技術系・春)の概要・特徴の説明 ○若手職員の就活経験談の紹介 ○技術系の各職種に分かれて仕事内容の説明

② 業務セミナー

開催日	場 所	参加者数	内 容
令和5年 12月20日	オンライン開催 (Zoom)	207名	○職員の働き方、ワークライフスタイルを紹介 ○各職種に分かれ、若手職員から担当業務等の紹介
令和6年 3月21日	対面・オンライン開催 (京都府庁・Zoom)	21名	○二類試験の概要・特徴の説明 ○二類各職種に分かれ、若手職員から担当業務等の紹介、職場見学の実施

7 給与、勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月16日、府議会議長及び知事に対し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、次のとおり報告及び勧告を行いました。

報告及び勧告の概要

令和5年報告・勧告の特徴

- ・月例給は、公民較差 4,134円(1.13%)を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定
- ・初任給は、大卒相当で約11,700円、高卒相当で約13,200円の引上げ
(京都市内勤務の場合)
- ・ボーナスは、0.10月分引上げ(4.40月→4.50月)、期末・勤勉手当に均等に配分

1 民間給与との比較

(1) 月例給

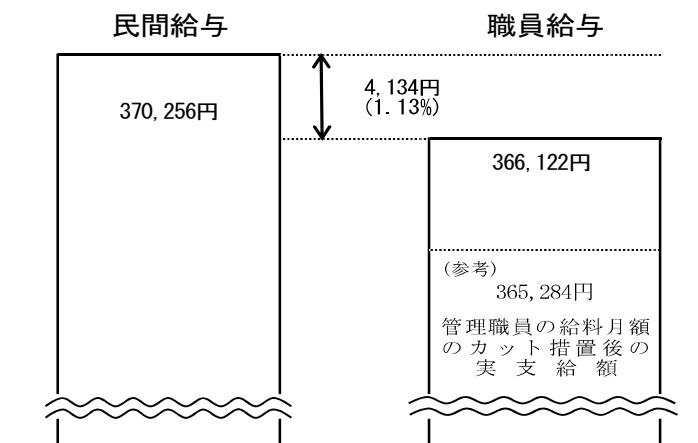
- ・令和5年4月の府職員と民間の月例給与をラスパイレス比較^{※1}
- ・京都府では管理職員の給料月額のカット措置を実施している^{※2}が、臨時・特例的なものであり、本来の職員給与(カット措置がないものとした場合)を比較

民間給与	職員給与	民間給与との比較	
370,256円	366,122円	4,134円 (1.13%)	職員給与が民間給与を下回る

※1 役職段階、学歴、年齢階層別の府職員の平均給与と、同条件の民間の従業員の平均給与を算出し、それぞれの区分ごとの府職員数を乗じた総額の平均水準を比較

※2 管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額は、365,284円(実公民較差は4,972円)

公民較差イメージ図



(2) 特別給(ボーナス)

- ・令和4年下半期と令和5年上半期のボーナスが、月例給の何月分に相当するかを比較

	民間	職員
年間支給月数	4.51月	4.40月

年間支給月数は、職員が民間を0.11月分下回る

2 給与改定の内容及び実施時期【勧告】

(1) 月例給

項 目	内 容	改定額
給 料 表 の 改 定	国の給与制度との均衡を図るため人事院勧告を踏まえ、府の公民較差に基づいて引上げ	3,839円
は ね 返 り 分	給料表の改定等に伴う地域手当等の諸手当の増加分	295円
計		4,134円

- ・ 初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定
(行政職給料表の平均改定率：全体1.2%)
- ・ 実施時期：令和5年4月1日（遡及適用）

(2) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

- ・ 民間の支給割合に見合うよう0.10月分引上げ（年間支給月数4.40月→4.50月）
- ・ 民間賞与の支給状況等を考慮しつつ、人事院勧告に準じて引上げ分を期末・勤勉手当に均等に配分

一般の職員の場合の支給月数

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
期 末 手 当	1. 225 月	1. 225 月	2. 45 月
現 行	1. 20 月	1. 20 月	2. 40 月
勤 勉 手 当	1. 025 月	1. 025 月	2. 05 月
現 行	1. 00 月	1. 00 月	2. 00 月
合 計	2. 25 月	2. 25 月	4. 50 月
現 行	2. 20 月	2. 20 月	4. 40 月

- ・ 実施時期：令和5年6月1日（遡及適用）

(3) 初任給調整手当

- ・ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定
- ・ 実施時期：令和5年4月1日（遡及適用）

(4) 在宅勤務等手当

- ・ 在宅勤務中心の働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱水費等の負担軽減を図るため、人事院勧告に準じて手当を新設
- ・ 実施時期：令和6年4月1日

3 給与制度に係る諸課題【報告】

(1) 給与制度のアップデート等

- ・ 人事院の令和6年に向けた検討状況を注視し、本府への具体的な影響を見定めながら、本府の実情等を十分に踏まえて、給与制度をはじめとする勤務条件の整備を図る必要

(2) 会計年度任用職員の給与制度

- ・ 常勤職員の給与改定が行われた場合には、給与改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することが適当
- ・ 地方自治法の改正を踏まえ、令和6年度から、勤勉手当を支給することが適当

4 人事制度及び職員の勤務環境【報告】

(1) 人事制度

ア 人材の確保・定着

- ・ 受験者側の働き方やライフスタイルに対する考え方、ニーズ等に応じた、重点的かつ効果的な公務の魅力発信や、受験しやすい採用試験制度への不断の見直し（競争試験のアップデート）など、人材の確保・定着への取組を促進
- ・ 任命権者と連携して、競争試験と選考による採用を組み合わせ実施し、多様な人材を戦略的に確保。障害者の計画的な雇用に向け、適切な勤務環境の整備に努めるとともに、採用試験を引き続き実施

イ 人材の育成・活躍

- ・ 若手職員から高齢層職員までそれぞれの役職段階において、組織の中で求められる役割や本人のキャリアプランに応じた人材育成の取組を実施することが必要
- ・ 若手職員の定着促進やキャリア形成支援、求められる能力の変化に応じたリスキリングの機会の提供、定年まで能力を発揮できるよう自発的な学習機会の活用促進、管理監督職員のマネジメント能力の向上の取組等を推進
- ・ 定年引上げに伴い、多様な任用形態の60歳超の職員が公務の職場で働くことになることも踏まえ、高齢層職員がモチベーションを持って職務に従事できるよう勤務条件等の整備を図ることが必要
- ・ 職員の健康増進に向け、定期健康診断等の全員受診の徹底や精密検査等の受診を促進。予防、早期対応、職場への復帰支援等の各場面におけるメンタルヘルス対策を一層推進

ウ 各種任用制度の運用

- ・ 会計年度任用職員の勤務条件等については、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な運用となるよう努める必要
- ・ 臨時的任用職員については、任期のある限定的な任用形態であり、正式任用とは異なる側面があることから、厳格な要件の下での適切な運用が必要

エ 公務員倫理の徹底

- ・ 不祥事の発生を抑止し、府民から信頼される府政の確立に向け、全職員への公務員倫理の徹底に加え、内部統制制度の運用等による組織的な相互牽制機能を充実

(2) 職員の勤務環境

ア 総実勤務時間の短縮

- ・ 時間外勤務の上限規制など勤務時間に係る労働法制の遵守と、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理及び適時・適切な手当支給を実施
- ・ 事務事業の効率化を図るとともに、業務内容や業務量など、各職場の実態に応じた職員配置を行うために必要な人員を随時・的確に確保

イ 教育職員の勤務時間管理

- ・ 教育職員の在校等時間の適切な管理に向けた教育委員会や各学校での取組の推進が必要。部活動指導の地域移行については、教育職員の負担軽減の観点から、対応を検討

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- ・ テレワークを一つの勤務形態として定着させるため、テレワーク特有の事情を踏まえた勤務管理等の取扱いを示すことが重要
- ・ フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度については、公務能率の向上や職員の健康管理等に有用とされる一方、適切な公務運営の確保や業務マネジメントの充実などが必要であり、国の動きを注視しつつ、研究を進めることが必要

エ 仕事と家庭の両立

- ・ 仕事と家庭の両立に向けた制度面での充実とともに、職員が制度を利用して安心して働ける職場環境づくりを進めることが重要であり、職場全体としてのサポート体制を構築する取組を一層推進

オ 適正な勤務環境の確立

- ・ 労働安全衛生法等に則った適切な勤務環境を確立し、加えて、計画的な職場の設備整備等により、働きやすい勤務環境を実現
- ・ 管理監督者への研修等を行うなど、パワー・ハラスメントや、セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場運営に向けた取組と発生時の適切な対応をさらに積極的に推進

参 考

○ 府職員の平均年間給与額（令和5年 行政職 平均年齢40.4歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,013千円	6,119千円	106千円

○ 給与算定事例（令和5年 行政職給料表適用職員）

職務段階	年齢 (級)	扶養 親族	年間給与		
			勧告前	勧告後	差
係 員	25歳 (1級)	なし	千円 3,687	千円 3,874	千円 187
	30歳 (2級)	配偶者	4,475	4,606	131
副主査	35歳 (3級)	配偶者 子1人	5,409	5,510	101
主 査	40歳 (4級)	配偶者 子2人	6,672	6,751	79
課長補佐	45歳 (4級)	配偶者 子2人	7,256	7,323	67
課長級	54歳 (6級)	配偶者 子2人	8,876	8,952	76
副部長級	56歳 (8級)	配偶者 子1人	10,807	10,906	99
部長級	57歳 (9級)	なし	11,642	11,746	104

(注) ・ 一類(大卒相当)採用者を例に、給料(管理職員1.5～2%カット)、扶養手当、地域手当(京都市内)、
管理職手当を基礎に算出
・ 年齢は年度末年齢

○ 過去の人事委員会勧告の状況

	月 例 給		期末・勤勉手当		備 考
	公民較差	改 定	支給月数	対前年増減	
平成 6 年	1.18%	給料表引上げ 扶養手当、住居手当引上げ	5.20月	▲0.10月	
平成 7 年	0.90%	給料表引上げ 扶養手当引上げ 等	5.20月	—	
平成 8 年	0.98%	給料表引上げ 扶養手当、住居手当引上げ	5.20月	—	
平成 9 年	1.02%	給料表引上げ 扶養手当、住居手当引上げ	5.25月	0.05月	
平成10年	0.74%	給料表引上げ 扶養手当、単身赴任手当引上げ	5.25月	—	○高齢層職員の昇給制度改正
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	↑<年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	↑全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	↑全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	↑管理職員給与とカット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	↓全職員給与とカット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	↑管理職員給与とカット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表 ▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の地域区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（2年度～）
令和 2 年	▲0.01%	—	4.45月	▲0.05月	○獣医師に対する初任給調整手当の創設（3年度～）
令和 3 年	▲0.01%	—	4.30月	▲0.15月	○高齢層職員（55歳超）の昇給制度改正
令和 4 年	0.30%	給料表引上げ	4.40月	0.10月	
令和 5 年	1.13%	給料表引上げ	4.50月	0.10月	○在宅勤務等手当の創設（6年度～）

(2) 給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査

① 職員給与実態調査

令和5年4月1日現在における職員の給与額、学歴、年齢等を調査し、次の結果を得ました。

- (ア) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数
- (イ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比
- (ウ) 職員の給料表別平均給与月額
- (エ) 公民給与の較差算定対象職員の状況
- (オ) 職員の給料表別、学歴別及び年齢別人員分布並びに平均給料月額
- (カ) 職員の扶養手当の支給状況
- (キ) 職員の地域手当の支給状況
- (ク) 職員の住居手当の支給状況
- (ケ) 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況
- (コ) 職員の管理職手当の支給状況
- (サ) 職員の通勤手当の支給状況
- (シ) 再任用職員の適用給料表別人員

[主な調査結果]

○ 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別・性別人員構成比

給料表区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	人 21,334	歳 39.4	年 17.2	% 0.2	% 16.2	% 6.4	% 77.2	% 62.6	% 37.4
行政職給料表	4,770	40.0	17.8	0.1	17.1	7.4	75.4	57.3	42.7
公安職給料表	6,478	38.2	17.1	－	39.4	5.2	55.4	87.8	12.2
教育職給料表(2)	3,389	40.5	17.4	－	0.3	3.0	96.7	53.7	46.3
教育職給料表(3)	5,958	39.0	16.2	－	－	7.4	92.6	43.7	56.3
医療職給料表(1)	42	46.8	20.8	－	－	－	100.0	69.0	31.0
医療職給料表(2)	165	41.5	18.0	－	－	8.5	91.5	52.7	47.3
医療職給料表(3)	126	46.1	21.8	－	4.0	90.5	5.5	56.3	43.7
研究職給料表	197	41.1	17.8	－	0.5	0.5	99.0	73.6	26.4
特定任期付職員給料表	5	42.6	－	－	－	－	100.0	100.0	－
計	21,130	39.3	17.1	0.0	16.0	6.4	77.6	62.4	37.6
企業職給料表	103	44.4	22.0	－	12.6	4.9	82.5	83.5	16.5
現業職(協約)給料表	101	56.6	36.9	37.6	52.5	8.9	1.0	71.3	28.7

○ 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	令和5年4月						
	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 337,927	円 9,099	円 23,867	円 7,135	円 4,737	円 3,062	円 385,827
行政職給料表	308,417	6,440	25,263	8,631	9,310	319	358,380
公安職給料表	331,588	13,234	29,773	5,412	1,682	535	382,224
教育職給料表(2)	363,304	7,534	22,793	8,637	2,858	5,090	410,216
教育職給料表(3)	352,880	7,699	16,686	7,033	5,083	5,472	394,853
医療職給料表(1)	464,750	8,964	85,194	5,000	54,786	219,448	838,142
医療職給料表(2)	328,733	7,364	20,822	8,481	3,380	5,032	373,812
医療職給料表(3)	340,487	11,698	18,458	3,783	1,808	238	376,472
研究職給料表	331,379	7,168	23,743	8,104	8,285	1,887	380,566
特定任期付職員給料表	553,800	－	52,057	－	－	－	605,857
小計	337,794	9,102	23,867	7,150	4,732	3,090	385,735
企業職給料表	336,288	10,544	25,188	8,492	10,421	291	391,224
現業職(協約)給料表	367,473	6,985	22,444	2,689	－	－	399,591

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。

2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

② 職種別民間給与実態調査

人事院及び京都市人事委員会等と共同して、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所(1,013事業所)のうちから227事業所を抽出のうえ、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事するものについて、令和5年4月分として支払われた給与月額等について調査し、次のものなどについて結果を得ました。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、令和2年の調査以降は除外していた病院を本年は再び調査対象としました。

(ア) 職種別、学歴別、企業規模別初任給の支給状況

(イ) 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与月額等の状況

(ウ) 扶養(家族)手当の支給状況

(エ) 在宅勤務関連手当の支給状況等

[主な調査結果]

○ 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所 186	事業所 96	事業所 66	事業所 24	
農業、林業、漁業、鉱業、 採石業、砂利採取業、建設業	10	8	－	2	
製 造 業	78	36	31	11	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	26	11	7	8	
卸売業、小売業	10	5	3	2	
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	15	12	2	1	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	47	24	23	－	

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所が5事業所、調査不能の事業所が36事業所あった。

2 調査対象事業所227事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所5事業所を除いた222事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は、83.8%である。

○ 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務員・技術者計	大 学 卒	228,563 円	230,821 円	227,211 円	205,975 円
	短 大 卒	189,037	182,258	192,262	-
	高 校 卒	176,360	180,060	174,567	174,666
	事 務 員	大 学 卒	221,290	224,934	202,993
		短 大 卒	179,778	186,366	-
		高 校 卒	172,637	170,210	168,000
	技 術 者	大 学 卒	239,586	231,695	221,305
		短 大 卒	201,639	199,012	-
		高 校 卒	178,107	176,109	178,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
- 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
- 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

○ 職種別給与額

項 目 職 種 名		調査実人員	平 均 年 齢	平均給与月額
事務・技術関係職種	支店長・工場長	20 人	51.7 歳	764,894 円
	事務部長・技術部長	563	52.4	628,866
	事務部次長・技術部次長	213	51.0	630,853
	事務課長・技術課長	1,201	49.2	536,319
	事務課長代理・技術課長代理	538	46.3	469,247
	事務係長・技術係長	1,419	45.2	397,143
	事務主任・技術主任	1,089	41.8	335,777
	事務係員・技術係員	4,217	37.3	305,207

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。

(3) 給与に関する協議、承認等

職員の給与等に関する条例及び職員の給与、勤務時間等に関する規則に基づく協議、承認等

区 分		任命権者		計		知 事		教育委員会		警察本部長		その他	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
採用	国・他府県等から引き続き採用する場合の初任給等決定	15	55	5	10	2	18	8	27	0	0	0	0
	特殊の職に採用する場合の初任給等の決定	3	8	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定の職務の級に採用する場合の職務の級等の決定	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
昇格	死亡に伴う昇格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任等に伴う昇格	9	303	2	97	1	157	2	42	4	7	0	0
昇給	死亡に伴う昇給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研修・表彰等に伴う昇給	4	47	0	0	0	0	4	47	0	0	0	0
免許所有職員の経験年数の取扱い		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正規の試験の合格者に準じた初任給の決定		5	9	1	1	1	0	3	8	0	0	0	0
給料表の適用を異にする異動者の級の決定		2	13	1	6	1	7	0	0	0	0	0	0
そ の 他		12	0	5	0	4	0	3	0	0	0	0	0
計		51	436	17	122	9	182	21	125	4	7	0	0

(4) 勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等

- ① 交替制勤務職員など職務の特殊性等により4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員については、職員の給与等に関する条例第32条第2項ただし書の規定により、人事委員会と協議することとされています。
令和5年度については、協議はありませんでした。
- ② 任命権者は、勤務の特殊性等のため、勤務を命じる週休日の前4週間から後8週間までの間に週休日を振り替えることができない場合は、職員の給与、勤務時間等に関する規則第66条の2第2項の規定により、人事委員会の承認を得て、週休日の振替を行う期間について別段の定めをすることができることとされています。
令和5年度については、週休日の振替を行う期間についての協議はありませんでした。
- ③ 職員の給与、勤務時間等に関する規則第84条の規定により、特別の事情によりこの規則によることができない場合またはこの規則によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、またはあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いとすることができるとされています。

8 分限及び懲戒

令和5年度に処分事由説明書の写しの提出があった懲戒処分及び分限処分については、次のとおりです。

	知 事	教育委員会	警察本部長	合 計
懲戒処分				
免 職	2	2	1	5
停 職	1	2	1	4
減 給	1	2	3	6
戒 告	0	1	1	2
小 計	4	7	6	17
分限処分				
休 職	1	0	2	3
合 計	5	7	8	20

9 公 平 審 査

(1) 勤務条件に関する措置要求

令和5年度における係属件数は次のとおりです。

年度当初 係属件数	新 規 件 数	処 理 件 数						年 度 末 係属件数
		却下	取下げ	一部棄却 一部却下	棄却	認容	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

令和5年度における係属件数は次のとおりです。

年度当初 係属件数	新 規 件 数	処 理 件 数							年 度 末 係属件数
		却下	取下げ	打切り	処分取消	処分修正	処分承認	計	
2	1	1	0	0	0	0	0	1	2

(3) 苦情の処理

令和5年度における相談件数は40件で、全てを年度内に処理しました。

(4) 公務災害補償の審査

令和5年度は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項による公務災害補償に関する審査の請求はありませんでした。

10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況

令和5年度は、苦情相談が2件あり、年度内に処理しました。

11 労働基準監督機関の職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定により、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の内容は、次のとおりです。

(1) 職権行使の概要

処 理 事 項		知 事	教育委員会	警察本部長	計		
労働基準法関係	解 雇 予 告 除 外 認 定		2	1	1	4	
	一 斉 休 憩 除 外 届 出		0	4	0	4	
	時間外労働及び休日労働に関する協定書届出		25	68	1	94	
	宿 日 直 勤 務 許 可		2	5	2	9	
	計		29	78	4	111	
労働安全衛生関係	総 括 安 全 衛 生 管 理 者 選 任 報 告		0	0	0	0	
	衛 生 管 理 者 選 任 報 告		6	14	22	42	
	産 業 医 選 任 報 告		7	5	2	14	
	安 全 管 理 者 選 任 報 告		2	0	0	2	
	健康診断結果報告	定	期	12	55	2	69
		有 機 溶 剤 等		16	0	1	17
		特 定 化 学 物 質 等		10	3	1	14
		電 離 放 射 線 等		6	0	1	7
		鉛		1	0	1	2
		高 気 圧 業 務		1	2	1	4
		指 導 勸 奨 に よ る 特 殊		1	0	0	1
	歯 科 健 康 診 断		1	0	0	1	
	全 労 働 者 死 傷 病 報 告		1	7	36	44	
	設置届	ボ イ ラ ー	一	0	0	0	0
		第 一 種 圧 力 容 器		0	0	0	0
		ク レ ー ン		0	0	0	0
		そ の 他 (放 射 線 装 置 等)		1	6	0	7
	ボ イ ラ ー 等 落 成 検 査		0	0	0	0	
	ボ イ ラ ー 等 使 用 再 開 検 査		0	1	0	1	
	検査証再交付・書替申請	ボ イ ラ ー	一	0	1	0	1
		第 一 種 圧 力 容 器		0	0	0	0
		そ の 他 (ゴ ン ド ラ)		0	0	0	0
	ボ イ ラ ー 等 休 止 報 告		0	2	0	2	
ボ イ ラ ー 等 検 査 証 の 返 還		0	2	0	2		
設置報告	小 型 ボ イ ラ ー		0	0	0	0	
	そ の 他 (小 型 ク レ ー ン 等)		0	0	0	0	
性能検査結果報告	ボ イ ラ ー	一	0	7	2	9	
	第 一 種 圧 力 容 器		1	4	2	7	
	ゴ ン ド ラ		2	0	1	3	
	ク レ ー ン		5	0	1	6	
ス ト レ ス チ ェ ッ ク		1	1	1	3		
有 機 溶 剤 一 部 適 用 除 外 認 定		1	0	0	1		
計		75	110	74	259		
合 計		104	188	78	370		

(2) 労働基準法による事業区分

次のとおり事業場の変更がありました。

所管	任命権者	区分	改正前	改正後	改正年月日
人事委員会	知事	1 2 号	農林水産技術センター(農林センター作物部、園芸部及び環境部を含む。)	農林水産技術センター(農林センター栽培技術開発部及び環境部を含む。)	令和5年4月1日
		一般 官公署	男女共同参画課 (京都テルサ駐在)	—	
			雇用推進室	雇用推進課	

(注) 区分は、労働基準法別表第1の各号

別表（１） 京都府人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(令和６年３月３１日現在)

任命権者 号別等	知 事	議 長	教育委員会	警察本部長	選挙 管理 委員会	代表 監査 委員	人 事 会 員 委 員 会	海区漁 業調整 委員会	計
12	職員研修・研究支援センター、消防学校、京都学・歴彩館、保健環境研究所、看護学校、中小企業技術センター、同センター中丹技術支援室、同センターけいはんな分室、織物・機械金属振興センター、高等技術専門校（３）、障害者高等技術専門校（２）、農業大学校、農林水産技術センター（農林センター栽培技術開発部及び環境部を含む。）、同農林センター森林技術センター、同農林センター丹後農業研究所、同農林センター茶業研究所、同生物資源研究センター、同畜産センター、同畜産センター碓高原牧場、同海洋センター、林業大学校 [小計] 24		図書館、総合教育センター （２）、郷土資料館（２）、中学校（４）、高等学校（４８）※※、盲学校※、聾学校※、支援学校（１０）※ [小計] 69	警察学校 [小計] 1					94
一般 官 公 署	知事部局本庁（職員健康指導室を除く。）、会計室（４）、消費生活安全センター、リハビリテーション支援センター、雇用推進課、中小企業総合支援課（京都経済センター駐在）、経済交流課（京都経済センター駐在）、経済交流課京都舞鶴港振興係、港湾局、広域振興局（１１）、旅券事務所、府税事務所（３）、自動車税管理事務所、東京事務所、体育館、家庭支援総合センター、児童相談所（２）、同支所、計量検定所、地域農業改良普及センター（７）、家畜保健衛生所（４）、水産事務所、京都林務事務所、大野ダム総合管理事務所、労働委員会事務局 [小計] 50	議会事務局 [小計] 1	教育庁本庁、教育局（５） [小計] 6	警察本部、鉄道警察隊、運転免許試験課、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署（２５） [小計] 30	選挙管理委員会事務局 [小計] 1	監査委員事務局 [小計] 1	人事委員会事務局 [小計] 1	海区漁業調整委員会事務局 [小計] 1	91
計	74	1	75	31	1	1	1	1	185

※寄宿舎を除く

※※うち宮津天橋高等学校（宮津学舎・加悦谷学舎）及び丹後緑風高等学校（網野学舎・久美浜学舎）については、それぞれの学舎を一つの事業場とする。

- 備考 １ （ ）内の数は事業場数である。
２ 「知事部局本庁」には、収用委員会事務局を含む。
３ 上記の事業場の実施する直営事業が、労働基準法別表第１第１号から第１０号まで及び第１３号から第１５号までに掲げる事業に該当する場合においては、上記事業区分にかかわらず、別に協議して定めるものとする。
４ 「一般官公署」とは、労働基準法別表第１に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

別表（２） 京都労働局が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(令和６年３月３１日現在)

任命 権者 号別等	知 事	議 長	教育委員会	警察本部長	選挙 管理 委員会	代表 監査 委員	人 事 会 員 委 員 会	海区漁 業調整 委員会	計
1				自動車整備工場 〔小計〕 1					1
3	土木事務所(8)、同出張所(3) 〔小計〕 11								11
6	植物園 〔小計〕 1								1
10	自転車競技事務所 〔小計〕 1								1
13	職員健康指導室、保健所(7)、淇陽学校、洛南病院、精神保健福祉総合センター、動物愛護センター 〔小計〕 12		盲学校の寄宿舎、聾学校の寄宿舎、支援学校の寄宿舎(3) 〔小計〕 5						17
計	25		5	1					31

備考 ()内の数は事業場数である。

(3) 事業場調査

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場について、労働基準法及び労働安全衛生法の適用の実態を調査することにより、公務災害の防止と職員の勤務条件を改善することを目的とするもので、令和5年度は、185事業場を対象に書面調査を行うとともに、うち40事業場(45箇所(知事部局本庁5課及び教育庁本庁1課、警察本部2課を含む。))を対象に実地調査を実施しました。

	実地調査日	事業場名		実地調査日	事業場名
1	5.11. 2	知事部局本庁(総合政策環境部・1所属)	24	5.12.19	下京警察署
2	5.11. 2	職員研修・研究支援センター	25	5.12.20	清明高等学校
3	5.11. 8	綾部地域総務防災課	26	5.12.25	知事部局本庁(文化生活部・1所属)
4	5.11. 8	中丹教育局	27	6. 1. 9	労働委員会事務局
5	5.11. 9	知事部局本庁(建設交通部・1所属)	28	6. 1. 9	計量検定所
6	5.11.10	西城陽高等学校	29	6. 1.10	西乙訓高等学校
7	5.11.10	城陽支援学校	30	6. 1.10	向陽高等学校
8	5.11.14	海洋センター	31	6. 1.10	木津警察署
9	5.11.14	水産事務所	32	6. 1.12	高速道路交通警察隊
10	5.11.14	海区漁業調整委員会事務局	33	6. 1.12	東稜高等学校
11	5.11.15	嵯峨野高等学校	34	6. 1.15	中小企業技術センター
12	5.11.16	議会事務局	35	6. 1.17	警察本部(交通部・1所属)
13	5.11.17	知事部局本庁(知事直轄組織・1所属)	36	6. 1.17	森林技術センター
14	5.11.20	警察本部(刑事部・1所属)	37	6. 1.19	中京警察署
15	5.11.22	陶工高等技術専門校	38	6. 1.19	教育庁本庁(管理部・1所属)
16	5.12. 4	北稜高等学校	39	6. 1.23	南警察署
17	5.12. 7	南丹警察署	40	6. 1.23	総合教育センター
18	5.12. 7	南丹教育局	41	6. 1.23	看護学校
19	5.12. 8	南陽高等学校	42	6. 1.23	丹後農業研究所
20	5.12. 8	南陽高等学校附属中学校	43	6. 1.24	与謝の海支援学校
21	5.12.11	知事部局本庁(商工労働観光部・1所属)	44	6. 1.24	海洋高等学校
22	5.12.13	経済交流課京都舞鶴港振興係	45	6. 1.24	上京警察署
23	5.12.13	港湾局			

なお、実地調査において、法令事項について指導を行った主な事項は次のとおりでした。

○労働基準法関係

事 項	指導を行った 事業場の数
時間外勤務に関すること。	
① 36協定の締結及び届出に関すること。	0
② 時間外勤務命令に関すること。	3
③ 時間外勤務手当に関すること。	0

○労働安全衛生法関係

事 項	指導を行った 事業場の数
安全衛生管理体制に関すること。	
① 衛生委員会の開催回数に関すること。	4
健康の保持増進に関すること。	
① 健康診断の結果報告提出に関すること。	1
② 健康診断の受診に関すること。	4
危険・有害業務に関すること。	
① 機械等の自主検査の実施等に関すること。	1

(4) 職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施

各職場における労働基準法及び労働安全衛生法についての認識を深め、職員の安全と健康の確保
その他勤務条件の一層の充実を図ることを目的とするもので、例年、職員を管理監督する立場にある職員等を対象に、講習会を開催しています。令和5年度は、次のとおり講習会を開催しました。

ア 開催年月日 令和5年8月31日、9月5日

イ 開催方法 オンライン

ウ 参加人数 331名

エ 内容 **【講演】**

実践！管理職員のためのパワハラのない職場づくり研修

講師：公益財団法人21 世紀職業財団 客員講師 松好 登紀子氏

12 職 員 団 体

職員団体の登録に関する条例(昭和41年条例第29号)に基づき登録されている職員団体及び令和5年度中における登録事項の変更は次のとおりです。

(令和6年3月31日現在)

団 体 名	登 録 年 月 日	登録変更事項	変更登録年月日
京 都 府 職 員 労 働 組 合	昭和 43. 12. 14	役 員	令和 5. 4. 27 令和 6. 1. 29
京 都 教 職 員 組 合	昭和 44. 3. 6	〃	令和 5. 4. 27
京都府立高等学校教職員組合	昭和 57. 3. 5	〃	〃
宇 治 久 世 教 職 員 組 合	昭和 57. 3. 25	〃	令和 5. 5. 12
相 楽 教 職 員 組 合	〃	〃	〃
綴 喜 教 職 員 組 合	〃	〃	令和 5. 4. 27
乙 訓 教 職 員 組 合	〃	〃	〃
与 謝 地 方 教 職 員 組 合	〃	〃	令和 5. 4. 27 令和 5. 7. 31
京 都 府 教 職 員 組 合	平成 2. 3. 9	—	—
自治労京都府職員労働組合	平成 2. 5. 25	—	—
船 井 ・ 北 桑 田 教 職 員 組 合	平成 18. 4. 27	役 員	令和 5. 5. 12
IRIS 京 都	令和 6. 2. 26	—	—

13 職 員 団 体 等 の 規 約 の 認 証

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき、職員団体等の規約の認証がされている職員団体等は次のとおりです。

(令和6年3月31日現在)

団 体 名	認 証 年 月 日	規約変更事項	変更認証年月日
京都自治体労働組合総連合	令和 2. 10. 13	—	—

14 諸会議

会 議 名		開催年月日 (開催地)
全国人事委員会連合会関係	第131回総会	令和5.6.29 (東京都)
	第66回公平審査 事務研修会	令和5.7.6～7 (北海道)
近畿人事委員会協議会関係	委員長・事務局長会議 〔※東海北陸人事委員会 協議会との合同会議〕	令和5.5 (福井県)※書面開催
	委員長・事務局長会議	令和5.11.10 (大阪府)
	給与担当課長会議	令和5.9.6 (滋賀県)※WEB開催
	給与事務研究会	令和6.2.2 (大阪府)
	公平事務研究会	令和6.1.30 (滋賀県)※WEB開催
	任用事務研究会	令和6.2 (兵庫県)※書面開催
	労基事務研究会	令和6.2.21 (和歌山市)※WEB開催
十六都道府県人事委員会協議会関係	委員長・事務局長会議	令和5.4.25 (大阪府)
	事務局長会議	令和5.7.14 (神奈川県)
全国人事委員会事務局長会議		令和5.8.25 (東京都)※WEB開催

第3章 人事委員会事務局

1 事務局の事務分掌

(令和5年4月1日現在)

課	係	分 掌 事 務	職員数
総務任用課	総務任用係	- 人事委員会の会議に関する事。 - 人事委員会の情報公開・個人情報保護事務及び事務局の事務総合調整に関する事。 - 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 - 人事法規及び人事行政の調査、運営についての意見又は勧告等に関する事。 - 事務局職員の人事服務、表彰、研修、給与及び福利厚生に関する事。 - 事務局の予算、決算、会計及び物品の管理に関する事。 - 採用試験に関する事。 - 採用及び昇任選考申請事務に関する事。 - 任用制度及び任用関係法令等に関する事。 - 各種統計資料、文書の收受、編集、保存及び照会・回答に関する事。 - 公印の管守及び事務局他課他担当の所管に属さない事。	8 〔事務局長及び次長を含む〕
職員課	給与係	- 給与等に関する報告及び勧告に関する事。 - 給与に関する規則の制定及び改廃等に関する事。 - 条例及び規則に基づく協議・承認に関する事。 - 民間給与実態調査に関する事。 - 職員給与実態調査に関する事。 - 給与制度の調査研究に関する事。 - 職員団体の対応に関する事。 - 給与の支払監理等に関する事。	7
	審査係	- 勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)に関する事。 - 職員団体に関する事。 - 苦情処理に関する事。 - 不利益処分についての審査請求に関する事。 - 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 - 分限、懲戒及び服務に関する事。 - 退職管理、人事評価、研修及び厚生福利制度に関する事。 - 労働基準監督機関の職権行使に関する事。	

2 予算の状況

(令和5年度最終補正後)

款・項・目(事項)	予 算 額	説 明
款)総 務 費	千円 158,361	
項)人事委員会費	158,361	
目)人事委員会費	158,361	
・人事委員報酬 及び職員給与費	142,839	人事委員 3名 9,821 事務局職員 133,018
・人事委員会及び 事務局運営費	1,905	勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する 審査請求の調査、審理並びに勤務時間、休暇等の勤 務条件に関する調査、研究、職員の苦情相談等に要す る経費を含む
・試験実施及び 給与実態調査費	13,617	職員採用試験の実施及び給与に関する調査、勧告に 要する経費 うち、人材確保対策重点活動費 3,003千円